

自費検査をご利用される皆様が検査機関を 選ぶ際に気をつけるべき事項

- ・発熱や咳などの症状がある場合は、行政検査の対象となりうるので、まずは身近な医療機関にご相談ください。
- ・検査機関で提供される検査の内容、費用、検査結果の通知に要する日数などの基本的な事項を事前にご確認ください。特に、自費検査の場合、その費用は原則、自己負担となることに注意が必要です。
- ・医療機関と衛生検査所には、検査の精度を確保するために一定の基準を満たすことが求められています。
- ・検査機関によっては、検査を行い、その結果を通知するのみで、医師の診断を伴わない機関もあります。たとえ検査結果が「検出せず」であっても、医師により感染していないと診断されない限りは、感染していないとは言えません。
- ・医師による診断を伴わない検査で結果が「陽性」の場合、検査機関に提携医療機関がある場合には、検査を受ける者の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果(陽性)が報告されます。提携医療機関がない場合には、ご自身で受診相談センターまたは身近な医療機関にご相談ください。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話で連絡を行ってください。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合もございます。
- ・医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を保健所に行うこととなります。
- ・検査には、その性質上、実際には感染しているのに結果が「検出せず」になること(偽陰性)や、感染していないのに結果が「陽性」になること(偽陽性)がございます。
- ・検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、「検出せず」であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があるため、感染予防に努める注意が必要です。